

保 安 規 程

平成 31年 4月

美唄ガス株式会社

目 次

第 1 章	総則	1
第 1 条	目的	1
第 2 条	適用範囲	1
第 2 章	保安管理体制	1
第 3 条	保安管理組織	1
第 4 条	保安管理者の職務	1
第 5 条	ガス主任技術者の選任	2
第 6 条	ガス主任技術者の職務	2
第 7 条	ガス主任技術者不在時の措置	3
第 8 条	ガス主任技術者の解任	3
第 9 条	導管埋設図の整備等	3
第 3 章	保安に関する教育	3
第 10 条	保安に関する教育及び訓練の実施	3
第 11 条	ガス漏えい及び導管事故等の処理に従事する者に対する 保安教育の実施	4
第 4 章	保安のための巡視、点検及び検査	4
第 12 条	工事のための巡視、点検及び検査の基準	4
第 13 条	維持のための巡視、点検及び検査の基準	5
第 14 条	技術基準に適合しない場合の処置	5
第 5 章	ガス工作物の修理等	5
第 15 条	ガス工作物の修理等	5
第 6 章	ガス工作物の運転操作	6
第 16 条	運転、操作の基本事項	6
第 17 条	運転、操作方法の細目	6
第 7 章	導管の工事方法	6
第 18 条	導管工事	7
第 19 条	穿孔	7
第 20 条	導管等の撤去	7
第 21 条	導管の接合方法	7
第 22 条	耐圧試験及び気密試験	7
第 23 条	ガスへの置換	7

第 8 章	導管（含むその付属設備）工事現場の	
	責任者の条件及び保安監督体制	8
第 24 条	工事現場の監督者及び責任者	8
第 25 条	安全作業	8
第 9 章	他工事に関する導管の維持及び運用	8
第 26 条	他工事	8
第 27 条	他工事の管理	8
第 28 条	協議、巡回及び立会いの方法	9
第 29 条	他工事に係る教育の計画・実施	9
第 30 条	緊急時における警察署及び消防署への連絡	9
第 10 章	災害その他非常の場合の措置	9
第 31 条	災害その他非常の場合の措置	9
第 32 条	災害防止のための体制の確立	10
第 33 条	関連工事会社等との協力体制	10
第 34 条	防災関連機関との情報連絡	10
第 35 条	広報活動	10
第 36 条	非常災害時の措置に係る教育及び訓練	10
第 37 条	地震発生時の供給停止判断	11
第 37 条の 2	地震発生時の供給停止判断	11
第 38 条	非常災害時の救護の要請	12
第 39 条	ガス漏えい及び導管事故等に対する措置	12
第 40 条	事故発生時の体制	12
第 41 条	機材等の整備	12
第 11 章	その他保安に関し必要な事項	12
第 42 条	導管の改修	13
第 12 章	保安記録	13
第 43 条	記録及び保存期間	13
第 44 条	記録の確認	13
第 13 章	雑則	13
第 45 条	この規程の改正	13
第 46 条	この規程に違反した者に対する措置	13
附則		13

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規程は、ガス事業法第24条第1項の規定に基づき、ガス工作物の工事、維持及び運用に関する保安についての基本事項を定めることにより、ガス工作物の保安の確保に万全を期することを目的とする。

2 この規程を実施するための細目的事項は別途要領等に定める。

(適用範囲)

第2条 この規程は、ガス小売事業の用に供する当社のガス工作物の保安管理に適用する。

なお、当社以外の者が所有又は占有するガス工作物の保安管理を行うことについては、当該ガス工作物の所有者又は占有者の承諾がある場合に、この規程を適用するものとする。

2 前項のうち、当社以外の者が所有又は占有するガス工作物の保全のための工事等を行うことについては、当該ガス工作物の所有者又は占有者の申し込みがある場合に、この規程を適用するものとする。

第2章 保安管理体制

(保安管理組織)

第3条 ガス工作物の工事、維持及び運用に関する業務を管理するための組織及び保安に関する業務の分担は、別表第1に定めるとおりとする。

2 保安に関する業務を管理する保安管理者を定める。

3 保安に関する職務については、この規程のほか、他の社内規程に定める。

(保安管理者の職務)

第4条 保安管理者は、次に定める職務を行う。

一 製造所等のすべてのガス工作物の工事、維持及び運用に関する保安の業務を統括管理する。

二 ガス工作物の工事、維持及び運用に関する保安のための計画を定め、実施する。

三 事故内容の審査に参画する。

四 法令に基づいて、所管官庁に提出する報告書のうち、ガス工作物の工事、維持及び運用の保安に関するものについての審査に参画する。

五 次条に定めるガス主任技術者から保安に関する報告を受け、その意見を尊重し、それに基づく改善策の実施に努める。

六 ガス工作物の工事、維持及び運用の保安に関する教育計画を定め、実施する。

(ガス主任技術者の選任)

第 5 条 ガス工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督にあたらせるため、ガス事業法第 25 条に定めるところにより、ガス主任技術者を選任する。

この場合、やむを得ない事情があるときは、保安管理者がガス主任技術者を併任することができる。

(ガス主任技術者の職務)

第 6 条 ガス主任技術者は、法令及びこの規程を遵守してガス工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督を誠実に行うことを任務とし、次の各号に定める職務を遂行する。

一 ガス工作物の工事、維持及び運用に関し保安上必要なときには、保安管理者（ガス主任技術者を併任する場合を除く。次号において同じ。）に対し、具体的な措置等につき意見具申及び助言を行う。

二 保安管理者がガス工作物の工事、維持及び運用に関する保安のための計画を定め、実施するにあたって、保安上必要なときには、意見具申及び助言を行う。

三 この規程の改正又は保安に関する諸規程の制定、改廃に際して必要な場合は意見を述べる。

四 事故報告書の内容を審査する。

五 法令に基づいて所轄官庁に提出する報告書のうち、ガス工作物の工事、維持及び運用の保安に関するものを審査する。

六 法令に基づく使用前自主検査および定期自主検査を統括する。

七 原則として、所轄官庁が法令の規定に基づいて行う検査に立ち会う。

八 ガス工作物の工事、維持及び運用の保安に関する教育の計画作成に参画するとともに、必要に応じてその実施にあたる。

九 ガス工作物の工事に係る維持及び運用に関する保安の確保に努める。

十 この規程の実施状況の把握に努める。

2 ガス主任技術者は、職務遂行上必要な場合には、ガス工作物の工事、維持及び運用の業務に従事する者に対し、関係資料の提出を求めることができる。

(ガス主任技術者不在時の措置)

第7条 保安管理者は、ガス主任技術者が病気その他やむを得ない事情により不在となる場合には、その職務を代行する者（以下「代行者」という。）をあらかじめ指名しておく。

2 代行者は、ガス主任技術者の不在時には、前条第1項に定める職務を行うとともに、ガス主任技術者に指示された職務を誠実に遂行する。

(ガス主任技術者の解任)

第8条 ガス主任技術者は、次の各号いずれかに該当する場合は、解任される。

- 一 異動による転出
- 二 解職
- 三 病気その他長期にわたり勤務できない等の理由により、その職務を行うのに不相当と認められるとき。
- 四 法令、若しくはこの規程に定めるところに違反したとき、又はその職務を行わせることが保安の確保上不相当と認められるとき。

(導管埋設図の整備等)

第9条 導管については、その埋設位置、深さ、圧力等に関する図面を常時整備し、備え付け、導管の保安の確保のためその十分な活用を図る。

第3章 保安に関する教育

(保安に関する教育及び訓練の実施)

第10条 ガス工作物の工事、維持及び運用に関する保安の徹底を図るため、関係者に対し、日常の業務を通じて保安に関する教育及び訓練を行うほか、毎年作成する計画により教育及び訓練を実施し、記録する。

2 前項のほか、次の各号に定めるところにより教育及び訓練を実施し、記録する。

- 一 ガス漏えい、導管事故等の処理に従事する者に関するものについては、第11条
- 二 第26条に定める他工事の現場に携わる巡回員、立会員等に関するものについては、第29条
- 三 第31条の災害その他非常の場合の措置に従事する者に関するものについては、第36条

3 保安に関する教育及び訓練の内容は、原則として次の各号に定めるものとし、対象者に応じて必要なものを実施する。

- 一 ガス工作物の工事、維持及び運用に関する知識及び技能の習得向上に関する事項
- 二 ガス工作物の工事、維持及び運用の業務に従事する者としての基本的な心構え等保安意識の徹底

強化に関する事項

- 三 事故発生時及び非常災害時の措置に関する事項
- 四 消防法令等火災に関する事項
- 五 その他保安に関し必要な事項

(ガス漏えい及び導管事故等の処理に従事する者に対する保安教育の実施)

第 11 条 ガス漏えい及び導管事故等の処理に従事する者に対し、毎年作成する計画により保安教育を実施する。

- 2 前項の保安教育の内容は、原則として次の各号に定める事項とする。
 - 一 ガス漏えい及び導管事故等に対する措置に関する知識及び技能の習得向上に関する事項
 - 二 ガス漏えい及び導管事故等の処理の業務に従事する者としての基本的な心構え等保安意識の徹底強化に関する事項
 - 三 ガス漏えい及び導管事故等処理要領に関する事項
 - 四 ガス漏えい及び爆発事故の防止対策に関する消防機関との申し合わせに関する事項

第 4 章 保安のための巡視、点検及び検査

(工事のための巡視、点検及び検査の基準)

第 12 条 ガス工作物の工事にあたっては、工事の保安に関して十分な計画をたてるとともに、適宜巡視、点検を行う。

- 2 工事中及び工事完了時において、当該工作物が、ガス工作物の技術上の基準を定める省令（以下「技術基準」という。）に適合しているか否かについて、検査を行う。なお、小延長、メーター取替等の軽微な工事の検査については、工事完了時のみ適用する。
- 3 前項のガス工作物のうち、導管に係る検査は、原則として次の各号に掲げる事項について確認する。
 - 一 当該工事に係る保安措置
 - 二 主要材料及び構造
 - 三 溶接検査
 - 四 耐圧試験
 - 五 気密試験
- 4 第 2 項のガス工作物のうち、導管（その付属設備を含む。）を除くものに係る検査は、原則として次の各号に掲げる事項について確認する。
 - 一 当該工事に係る他のガス工作物の保安措置

- 二 主要材料及び構造
 - 三 溶接検査
 - 四 耐圧試験
 - 五 気密試験
 - 六 基礎工事の実施状況
 - 七 計測装置
 - 八 感震自動ガス遮断装置、その他保安に要する装置
- 5 第 2 項のうちガス事業法に定めるガス工作物の工事については、ガス事業法第 33 条の規定に従い使用前に自主検査を行い、その結果が工事計画に従って行われているものであること及び、技術基準に適合するものであることについて登録ガス工作物検査機関による検査を受ける。

(維持のための巡視、点検及び検査の基準)

- 第 13 条 ガス工作物（第 9 章に定める他工事に関するものを除く。）を技術基準に適合するよう維持するため、巡視、点検及び検査（法令で定める定期自主検査を含む）を行う。
- 2 巡視、点検及び検査は、ガス主任技術者又はガス主任技術者が指名する者が実施する。
 - 3 巡視、点検及び検査の頻度及び内容は、別表第 2 に定める。
 - 4 前項によるほか、必要に応じ、随時に巡視、点検及び検査を行うとともに、併せてさく、へいの損傷、連絡先を記載した表示の損傷、屋根の損傷、障壁の損傷、周囲の工事等について点検する。

(技術基準に適合しない場合の処置)

- 第 14 条 ガス工作物の巡視、点検及び検査を実施した結果、技術基準に適合しない事項を発見した場合は、臨機に保安確保のための応急措置を講ずるとともに、速やかに技術基準に適合するように改善する。

第 5 章 ガス工作物の修理等

(ガス工作物の修理等)

- 第 15 条 調整装置、集合装置のガス発生設備の修理等は、別に定める「ガス工作物の修理等の基本要綱」に基づき保安上支障のない状態で行う。

第6章 ガス工作物の運転操作

(運転、操作の基本事項)

第16条 ガス工作物の運転、操作にあたっては、機器の性能及び取扱方法を熟知したうえ、保安を十分確保するよう行う。

(運転、操作方法の細目)

第17条 平常時及び緊急時におけるガス工作物の運転操作の方法は、別に定める「ガス工作物の運転、操作要領」による。

2 「ガス工作物の運転、操作要領」は、原則として次の各号に掲げる事項につき記載する。

- 一 通常の運転及び操作の方法に関する事項
- 二 緊急時における操作の方法に関する事項
- 三 その他、運転、操作に関して特に重要と思われる事項

第7章 導管の工事方法

(ガスの遮断)

第18条 導管の工事を行うためガスを遮断する場合には、次に定めるところにより行う。

- 一 ガスを遮断する場合には、関係先と打ち合わせのうえ、次の事項を行う。
 - イ 供給を一時制限または中止する必要がある場合には、需要家に日時（供給を再開する日時を含む。）を通知する。
 - ロ 供給を中止した場合において、その供給を再開する場合には、あらかじめ当該需要家のメーターガス栓及びすべてのガス栓が閉止されていることを確認するとともに必要に応じて、点火試験を行う。
 - ハ 仮連絡等を行う場合には、供給圧力を維持する。
 - ニ 遮断する導管が当該導管であることを図面等により確認する。
- 二 低圧管の遮断は、ガスの圧力及び管径を考慮して行い、越しガスの有無を調べ、必要に応じて越しガスを放出する措置を講ずる。
- 三 遮断作業は迅速に行い、放出ガスを最小限にとどめる。

(穿孔)

第 19 条 導管を穿孔する場合には、次に定めるところにより行う。

- 一 穿孔する導管が、当該導管であることを図面等により確認する。
- 二 穿孔は原則として異形管をさげ、管接合部又は、穿孔部から適当な間隔をとる。
- 三 穿孔作業は、必要に応じて、ホースマスク等を着用して行う。
- 四 穿孔機を取り外す場合は、放出ガスを最小限にとどめる。

(導管等の撤去)

第 20 条 導管の撤去の工事を行う場合には、次に定めるところによる。

- 一 管を切断または分離する場合には、火気の使用を避ける。やむを得ず火気を使用する場合には、管内のガスパージを十分に行う。
 - 二 残置管にする場合には、ガスパージ等の必要な措置を講ずる。
- 2 水取り器の立管を撤去する場合には、水取り器の立管下部から撤去する。やむを得ず立管の一部を残す場合は、必要な防護の措置を講ずる。

(導管の接合方法)

第 21 条 導管の接合方法は、圧力及び材料に応じて技術基準の解釈例に示された方法またはそれと同等以上の性能を有する方法（以下「解釈例等」という。）による。

(耐圧試験及び気密試験)

第 22 条 耐圧試験及び気密試験を行う場合には、解釈例等により行い、試験中は必要に応じて保安の措置を講ずる。

(ガスへの置換)

第 23 条 ガスへの置換をする場合には、次に定めるところにより行う。

- 一 不活性ガス（空気を含む）から供給ガスに置換する場合には、不活性ガス（空気を含む）が放出される周囲の状況等に注意し、必要に応じて、立て管を立てて行う。
- 二 供給ガスの開通は、ガスへの置換を確認した後に行う。

第8章 導管（含むその付属設備）工事現場の責任者の条件及び保安監督体制

（工事現場の監督者及び責任者）

第24条 導管（含むその付属設備）に関する工事の実施に当たっては、監督者を定めるとともに、現場ごとに工事現場の責任者を置く。ただし、導管埋設位置の確認、電気防食用ターミナル工事等の軽微な工事現場の責任者については、必要に応じて置く。

2 監督者は、第12条第3項に掲げる事項について、工事中及び工事完了時において、当該ガス工作物が技術基準に適合しているか否かについて確認するとともに、責任者に当該工事について必要な指示を行う。

なお、小延長、メーター取替え等の軽微な工事の監督者の確認については、工事完了時のみ適用する。

3 責任者は、前章に定める方法に従って工事を実施し、監督者の指示に従う。

4 第1項に定める監督者及び工事現場の責任者は、別表第3に定める経験を有する者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者とする。

（安全作業）

第25条 導管（含むその付属設備）の工事をする者は、次に定めるところにより施工する。

- 一 必要に応じて安全作業用具及び救護用具類を使用する。
- 二 工事中は、火気に注意する。
- 三 マンホール等の酸欠の恐れのある場所で作業する場合には、酸欠防止の措置を講ずる。

第9章 他工事に関する導管の維持及び運用

（他工事）

第26条 ガス工作物の周囲において当社以外の者が行うガス工作物以外のものの工事（以下「他工事」という。）が施工される場合の保安管理は、次条から第30条までに定めるところによる。

（他工事の管理）

第27条 他工事企業者とは、必要に応じ、別に定める「ガス供給施設の保安に関する協定（標準例）」に準拠して協定の締結に努める。

2 他工事の施工情報については、道路管理者主宰の道路調整会議、前項の協定等に基づく他工事企業者からの工事施工に伴う照会文書等によるほか、日常の業務を通じて把握に努める。

- 3 前項により他工事の施工情報を把握した場合には、導管の維持及び運用に影響があると判断される他工事について、当該他工事企業者と導管保護の方法等について協議し、保安措置を講ずる。

(協議、巡回及び立会いの方法)

第 28 条 他工事に係る次の業務については、別に定める「他工事協議巡回立会要領」による。

- 一 前条第 1 項の協定及び第 3 項の協議
- 二 他工事により影響があると判断されるガス供給施設に対する巡回
- 三 試掘調査、くい打ち、防護工事、埋戻し等の他工事の工程において、協議の結果必要とされる立会い

(他工事に係る教育の計画・実施)

第 29 条 他工事に係る教育の計画作成部署は、他工事の現場に携わる巡回員及び立会員に対し、別表第 4 に従い毎年作成する計画により、教育を実施する。

(緊急時における警察署及び消防署への連絡)

第 30 条 他工事の現場から事故の通報を受けた際及びガスの漏えいを発見し、それに対して緊急に措置する必要がある場合には、その規模及び状況並びに協力を必要とするか否かを可及的速やかに所轄の警察署及び消防署に連絡する。

第 10 章 災害その他非常の場合の措置

(災害その他非常の場合の措置)

第 31 条 災害その他非常の場合の措置については、次条から第 41 条までに定めるところによる。

(災害防止のための体制の確立)

第 32 条 台風、洪水、高潮、地震、火災その他による広範囲にわたるガス工作物の被害及びガスによる二次災害の防止、軽減及び早期復旧を図るため、緊急措置及び復旧活動のための組織、人員、器材及び図面等の整備を図るとともに、迅速な対応をなしうる体制を確立する。

- 2 災害の発生が予想され又は発生した場合には、必要に応じ対策本部を設置する。

なお、地震が発生し、気象庁の発表した震度階が 5 弱以上の場合には、対策本部を設置するとともに、あらかじめ定められた職員が自動出動する。

- 3 自社構内にあらかじめ対策本部となるべき場所を定め、その場所を職員及び関連工事会社社員に

周知徹底するとともに、災害時優先電話、通信機器、被害状況報告書や需要家名簿等所要の設備、資料を設置する。

4 対策本部長が出社困難な場合を想定し、あらかじめ本部長代行者を定める。

(関係工事会社等との協力体制)

第 33 条 前条に定める事項については、あらかじめ関係工事会社等に周知するとともに、災害防止のための人員や資機材の提供に関する協力体制を確立しておく。

(防災関係機関との情報連絡)

第 34 条 災害の発生が予想され、又は災害が発生した場合に、消防、警察、地方自治体等各防災関係機関との相互の情報連絡が円滑に行えるよう、あらかじめ情報連絡の方法を確認しておく。

(広報活動)

第 35 条 平常時には、災害発生時の広報活動ができるだけ円滑に行えるよう準備しておくとともに、災害発生時は、その直後・ガス供給停止時・復旧作業中及び復旧完了時の各時点において、その状況に応じた広報活動を行う。

2 災害発生後、ガス供給を継続する地点群の需要家に対しては、必要に応じて保安確保のための広報活動を行う。

(非常災害時の措置に係る教育及び訓練)

第 36 条 非常災害時の動員により、応急処置あるいはガス漏れ通報の受付に携わる職員については、第 39 条に規定する「ガス漏えい及びガス事故等処理要領」を中心とした教育を実施する。

2 第 10 条第 3 項第三号に規定するところのうち、非常災害時の措置に関する教育の内容は、次の各号のとおりとする。

- 一 緊急措置のための態勢に関する事項
- 二 動員の基準、動員方法に関する事項
- 三 職員の果たすべき役割に関する事項
- 四 供給停止判断の基準に関する事項
- 五 その他非常災害時の措置に関し必要な事項

3 第 10 条第 3 項第三号に規定するところのうち、非常災害時の措置に関する訓練の内容は、次の各号のとおりとする。

- 一 非常体制の確立に関する事項
- 二 関連工事会社との連携に関する事項

- 三 ガス工作物の巡視、点検に関する事項
- 四 供給停止の方法に関する事項
- 五 防災に関する設備、資材等の確保、点検に関する事項
- 六 需要家等に対する広報活動に関する事項
- 七 その他非常災害時の措置に関し必要な事項

(地震発生時の供給停止判断)

第 37 条 地震が発生した場合、感震自動ガス遮断装置が設置してある製造所においては、ガル値 400ガル（震度階 6（強）の上限値相当）を超える地震動を継続して検知したときに感震自動ガス遮断装置により、製造所でガスの供給を遮断する。

2 地震が発生した場合、震度階 5（弱）以上の時は、緊急巡回点検等により直ちに以下の情報収集を開始する。

- イ．道路及び建物の被害状況
- ロ．製造所及び主要導管の被害状況
- ハ．ガス漏えい通報の受付状況

3 前項の点検、調査から経時的に得られる被害状況等から、ガス工作物の被害による重大な二次災害の恐れがあると判断される場合は、製造所の遮断バルブ等を閉止させ、速やかにガス供給を遮断する。

第 37 条の 2 地震が発生した場合、第 37 条で規定する製造所以外においては、次の各号に掲げるような大きな災害が確認されたブロックでは、直ちにガス供給を停止（第 1 次緊急停止）する。

- イ．地震計の S I 値が 60 カイン（最大速度値においては 50 カイン）以上を記録した場合
- ロ．製造所または供給所ガスホルダーの送出量の大変動、主要整圧器等の圧力の大変動により供給継続が困難な場合

2 地震が発生した場合、地震計の S I 値が 30 カイン以上 60 カイン（最大速度値においては 25 カイン以上 50 カイン）未満程度を記録したブロックでは、緊急巡回点検やガス漏えい通報の受付状況などから経時的に得られる被害状況により、次の各号に掲げるような二次災害の発生が予想される場合には、速やかにガス供給を停止（第 2 次緊急停止）する。

- イ．道路及び建物の被害状況や主な導管の被害状況から、ガス工作物の被害が甚大であることが容易に推測できる場合
- ロ．ガス漏えい通報等により発見されたガス工作物の被害状況が緊急時対応能力を超える恐れのある場合

(非常災害時の救護の要請)

第 38 条 地震・洪水等により広範囲にわたり供給停止が発生した場合は、「地震・洪水等非常事態における救援措置要綱（日本ガス協会）」に基づき、当該日本ガス協会地方部会へ又は「簡易ガス事業の防災に係る通報・応援措置基本要領」に基づき、所属の一般社団法人日本コミュニティーガス協会地方支部へ、救援要請する。

(ガス漏えい及び導管事故等に対する措置)

第 39 条 ガス漏えい及び導管事故等の未然防止及びその拡大防止を図るため、需要家等からのガス漏えい等の通報に対する受付及び連絡を迅速かつ確実にを行う。

2 ガス漏えい及び導管事故等が発生し、又は発生するおそれがある場合には、通報の内容に応じて一般出動、緊急出動又は特別出動により現場に出動し、迅速に状況に応じた適切な措置を迅速に講じる。

3 ガス漏えい及び導管事故等の通報に関する受付及び連絡並びにガス漏えい及び導管事故等の処理体制及び処理の方法の詳細は、別に定める「ガス漏えい及びガス事故等処理要領」による。

(事故発生時の体制)

第 40 条 事故発生時には、事故拡大防止及び復旧のため、保安管理者があらかじめ定める事故の程度に応じた体制（ガス漏えい及び導管事故等に係る場合には、「ガス漏えい及びガス事故等処理要領」）に従い、速やかに措置を講ずる。

(器材等の整備)

第 41 条 災害及び事故の発生時の被害を最小限にするための応急措置に必要な器材及び早期復旧を図るために必要な器材の整備を図る。

2 復旧が長期化した場合に備えて、需要家の生活支援のための代替熱源等の確保の手段について、あらかじめ調査しておく。

第 11 章 その他保安に関し必要な事項

(導管の改修)

第 42 条 導管の改修は、その対象の優先順位付け等の計画に基づき実施する。なお、当社以外の者が所有又は占有する導管については、所有者又は占有者の理解に基づき、その申し込みによって行うものとする。

第12章 保安記録

(記録及び保存期間)

第43条 ガス工作物の工事、維持及び運用に関し、次の各号について記録・保存する。

- 一 第10条に係る教育及び訓練の記録は、1年間保存する。
- 二 第12条第5項に係る法令で定める事項の記録は、5年間保存する。
- 三 第12条のガス工作物に係る工事の巡視、点検及び検査の主要な記録（前号に定めるものを除く。）は、1年間保存する。ただし、異常箇所の記録等重要な記録及び検査の記録にあつては、3年間保存する。
- 四 第13条の維持のための巡視、点検及び検査の記録は、1年間保存する。ただし、異常箇所の記録等重要な記録及び検査の記録にあつては3年間保存する。
- 五 第14条に係る処置の記録は、3年間保存する。
- 六 特定ガス発生設備の運転、操作に関する記録は、1年間保存する。
- 七 事故の記録は、10年間保存する。

(記録の確認)

第44条 保安管理者は、前条の規定により記録した結果を確認する。

第13章 雑 則

(この規程の改正)

第45条 この規程の改正にあつては、ガス主任技術者の意見を聴かなければならない。

(この規程に違反した者に対する措置)

第46条 この規程に違反した者に対する措置は、あらかじめ定める社内規程による。

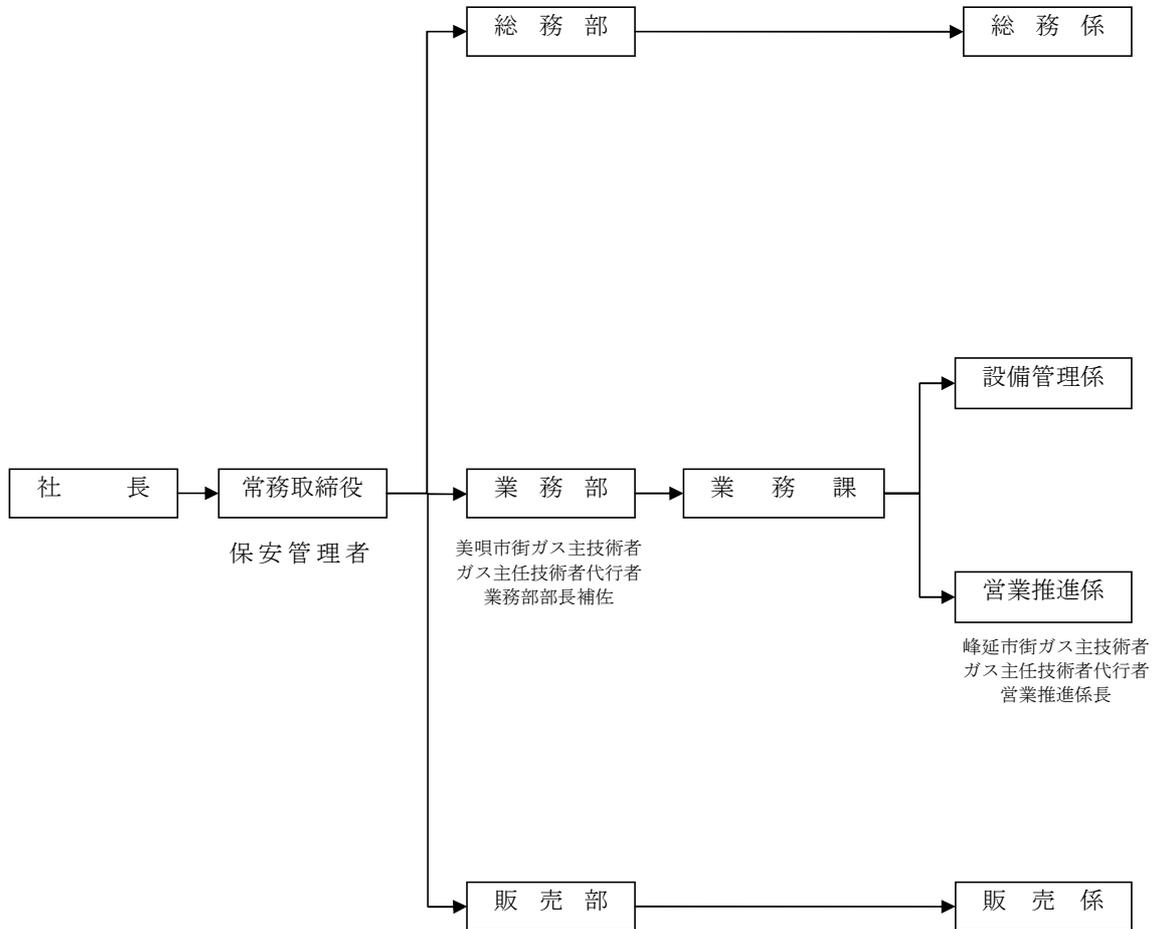
附 則

この規程は、平成30年 4月 2日より実施する。

1. 平成31年 4月 1日 一部改正

別表第 1

保安に関する組織と業務分担（第 3 条関連）



(注) 保安管理者、ガス主任技術者及びガス主任技術者代行者がどの地位にあるかを付記すること。

別表第2

ガス工作物の維持のための巡視・点検・検査（法令で定める定期自主検査を含む。）の頻度及び内容（第14条関係）

設備の種類		巡視、点検及び検査の頻度		巡視、点検及び検査の内容
		区分	頻度	
1 特 定 ガ ス 発 生 設 備	(1) 容器及び 集合装置	巡視 点検	容器の交換の都度 (但し、7日を超えないこと)	① 外観 ② ガス漏えいの有無 ③ 圧力の異常の有無、液面の確認 ④ 高圧ホース、又は連結管の異常の有無 ⑤ その他
		検査	1年に1回以上 (集合装置のみ) 定期自主検査は25 月に1回以上 (注1) (集合装置のみ)	① 外観 ② 発泡液、又はガス検知器によるガス漏 えいの有無 ③ その他
	(2) バルク貯 槽、ストレ ージタンク 及びその附 属設備	巡視 点検	7日に1回以上	① 外観 ② 安全弁の元弁の開閉の確認 ③ ガス漏えいの有無 ④ 圧力計、液面計の作動確認 ⑤ その他
		検査 精密検査	6ヶ月に1回以上 定期自主検査は25 月に1回以上 (注1)	① 外観 ② 警戒票表示の適否 ③ 計測装置の校正 ④ マンホール等の漏えいの有無 ⑤ ポンプ類の摩耗、振動の有無 ⑥ 安全弁の損傷の有無 ⑦ 離隔距離の有無 ⑧ 散水装置の作動状況 ⑨ その他
2 調整装置	巡視 点検	7日に1回以上	① 作動状況 ② ガス漏えいの有無	
	検査	1年に1回以上	① 機能検査と作動の状況 ② その他	
3 導管	漏えい 検査		① 技省令第51条及び解釈例等による ② その他	

(注1) 対象設備はガス事業法施行規則第48条に、頻度は告示「定期自主検査の時期を定める件」に、また、検査の内容は「ガス工作物定期自主検査要領」による。

別表第3

工事現場の監督者及び責任者の実務経験期間（第24条関係）

施工する工事の区分	経験期間
本支管及び供給管工事	1年以上
内管工事	6ヶ月以上
小延長、メーター取替え等の軽微な内管工事	3ヶ月以上

別表第4

他工事に係る教育計画（第29条関係）

下表に示す計画を毎年作成して、教育及び訓練を実施する。

教育項目	対象者
保安規程について (他工事関連事項)	巡回員 立会員
他工事協議巡回立会要領について	同上
ガス漏えい及びガス事故等処理要領 について	同上